

獣医アトピー・アレルギー・免疫学会技能講習制度

第1回犬アトピー・アレルギー診断学

技能講習履修修了試験一次試験について

ご多忙の中、技能講習および技能講習履修修了試験にご参加いただき、誠にありがとうございます。今回、第1回技能講習履修修了試験一次試験である筆記試験を当初の予定どおり実施させていただきました。13名の受験者の試験結果に関しまして、慎重に選考を重ねさせていただき、8名の方を一次試験合格者と認定させていただきました。

可否を問わず、技能講習制度に熱心にご参加いただき、また履修修了試験に真摯に取り組んでいただきましたこと、深謝いたしたいと思います。合格された先生には、二次試験に向けてなお一層の努力を重ねていただき、当学会もその努力を無にしないよう、面接結果および診療記録簿の評価も含め、厳正に判定していきたいと思っております。

<評価>

評価は、基礎免疫学的分野と臨床的分野の2分野に分け、それぞれ論理性、情報・知識、構成力、文章力の4項目を評価した。

○基礎免疫学的分野

論理性：各事象について、系統的論理的に述べられているか。文章の構成上、段落ごとにまとめ、論理的な展開が行われているか。

情報・知識：十分な知識と情報が含まれているか。

技能講習の内容や当学会からの情報が十分反映されているか。

構成：各段落ごとにまとまった情報となっているか。

これらの段落が、正しい順序と整合性をもって解答として成り立っているか。

文章：特に主語述語など、一文一文がひとつの文章として成り立っているか。またこれらの文章が、つながりまとまっているか。

○臨床的分野

論理性：基本的な除外診断から始まる系統的な診断アプローチを行っているか。

論理的思考による診断や治療、予後判定、説明を行っているか。

情報量が十分でかつ分かりやすく、飼い主さんの視点も取り入れた事情や心情に配慮したていねいな説明となっているか。

情報・知識：臨床的な知識や技術を有し、最新の情報をしっかりと役立てているか。

技能講習や当学会で得られた知識を反映しているか。

特に重要な事項に対して、もれなく対応・解説しているか。

構成：基礎分野の採点基準に準ずる。

文章：同上

<採点>

上記各項目の論理性、情報・知識、構成力、文章力の4項目を、基礎免疫学的分野、臨床的分野でそれぞれ各項目を5段階評価、各分野20点満点で採点を行った。

<一次試験合格基準>

これらの合計点から各分野の平均点を算出し、4.25点以上を合格とする。尚、論理性と情報・知識の評価については、技能講習履修者にとって最重要課題であるため、3点以下の評価がついた場合は、たとえ平均点が合格基準を上回っても、不合格とした。

<評価と採点および合格審査>

審査は、会長および技能講習委員会に当学会名誉会員 長谷川篤彦先生、当学会理事 山口大学水野拓也教授、岐阜大学 前田貞俊教授を加えて厳正に行った。審査全般にわたって公正公平を期するため、受験者の特定ができないように氏名ではなく、受験番号のみで審査を行った。

<合否通知>

メールにて受験者に通知した。また、2015年2月1日の本学会シンポジウムにおいて、合格者番号のみ発表した。尚、技能講習規程には、最終決定のみの合格発表および通知としておりましたが、初めての試験ということもあり、また合否判定の透明性の確保および人材の育成という観点から、不合格者には獲得点数と判定に至った理由をメールにてお知らせいたしましたので、次回受験の際の参考にしていただければと存じます。残念ながら今回不合格の先生には、合格基準に大幅に及ばないという方は一人もいらっしゃらず、技能講習履修修了試験に再度ご参加頂けることを望んでおります。

<一次試験合格基準について>

当学会は、技能講習制度によって免疫・アレルギーの知識を十分に持つ臨床獣医師を育成し、免疫疾患に対する獣医医療の底上げと獣医免疫学の発展を目指すことを目的とし、この制度を通じて獣医業界だけでなく社会にも貢献できる臨床獣医師を輩出したいと考えております。

技能講習制度を履修した獣医師が、その知識と診療技術を獣医業界全体に、そして次世

代に伝達することがその第一歩と考え、今回の合格基準は、当初各項目の評価を平均 4.5 点以上とし、かなり厳しい基準とさせていただきます。

しかしこの基準では、両分野あるいはどちらかの分野のみわずかに満たないという受験者が多く見受けられ、ほとんどの受験者が不合格となりました。知識や技術を一定レベル以上有する獣医師を不合格とするのはいささか雑であると考え、合格基準を変更させていただき、論理性と情報・知識の評価についての合格基準はそのままとし、各項目の評価を平均 4.25 点以上とさせていただきます。この合格基準は、今後の試験にも反映させていただきますこととなります。

尚、一次試験合格者は、二次試験（面接試験）にご参加いただき、この二次試験の結果と診療記録簿の内容を踏まえたうえで、技能講習履修修了試験の最終合否判定とさせていただきます。

この結果、一次試験合格者で最終的に不合格判定された場合は、受験資格を有する期間内の技能講習履修修了試験では、診療記録簿の提出と一次試験は免除され、二次試験を受験することができます。